

女性雇用環境整備補助事業

事業概要

女性が働きやすい環境整備を支援します！

職場における女性専用トイレ、更衣室、シャワールームの整備費用等の半額(上限120万円※)を補助します!!

※ ハード事業上限100万円、ソフト事業上限20万円

補助対象者

以下の条件をすべて満たす中小企業者(業種は問いません ※一部対象外となる業種あり)

- 常時雇用労働者(パート含む)が2名以上であること
- 市内に事業所があり、そこで1年以上継続して事業を行っていること
- 本市や公的機関等が実施する「女性活躍推進のための事業(セミナー等)」に参加又は女性のインターンシップを受入れしていること(予定含む)
- 申請年度に女性の常時雇用労働者を採用又は翌年度の4月1日までに採用を予定していること

補助対象経費及び補助額

- 事業着手前に補助金交付申請が必要。
- 交付決定日以降に事業着手(契約、発注等)した経費が対象。
- 補助金申請年度の2月末日までに事業完了(支払いも含む)する必要あり。

補助事業は、女性が働きやすい職場環境の整備を目的として行う事業とし、下表に定めるもの。

種別	種目	補助対象経費	補助金の額	補助限度額
ハード事業	<ul style="list-style-type: none">● 女性専用トイレ● 女性専用シャワールーム● 女性専用更衣室● 子育てスペース※ 事業所の従業員等が養育等を行う未就学児又は小学生が一時的に滞在する場所● その他女性が働きやすい職場環境の整備に資する女性専用設備	<ul style="list-style-type: none">● 設計、工事等の委託費● 備品購入費等	対象経費の2分の1 ※ 1,000円未満の端数切り捨て 上限 1,000,000円	1,200,000円
ソフト事業	<ul style="list-style-type: none">● 女性活躍推進のための社内研修● 就業規則等の変更● 労務管理● 制度改革● その他女性が働きやすい社内環境の整備	<ul style="list-style-type: none">● 講師謝金● 施設等借上費● 研修委託費● コンサルティング委託費等	対象経費の2分の1 ※ 1,000円未満の端数切り捨て 上限 200,000円	

事業完了後、事業実績・女性雇用状況の報告の必要あり。

補助事業に係る事例等公表について、市に協力。また、市が実施する女性活躍推進のための事業への協力に努める。

本制度の申請・問合せ先

門真市産業振興課 TEL 06-6902-5966(直通)

申請の前に必ずホームページをご覧ください

門真市HP

まちづくり・産業

女性が働きやすい
環境整備を応援します

